

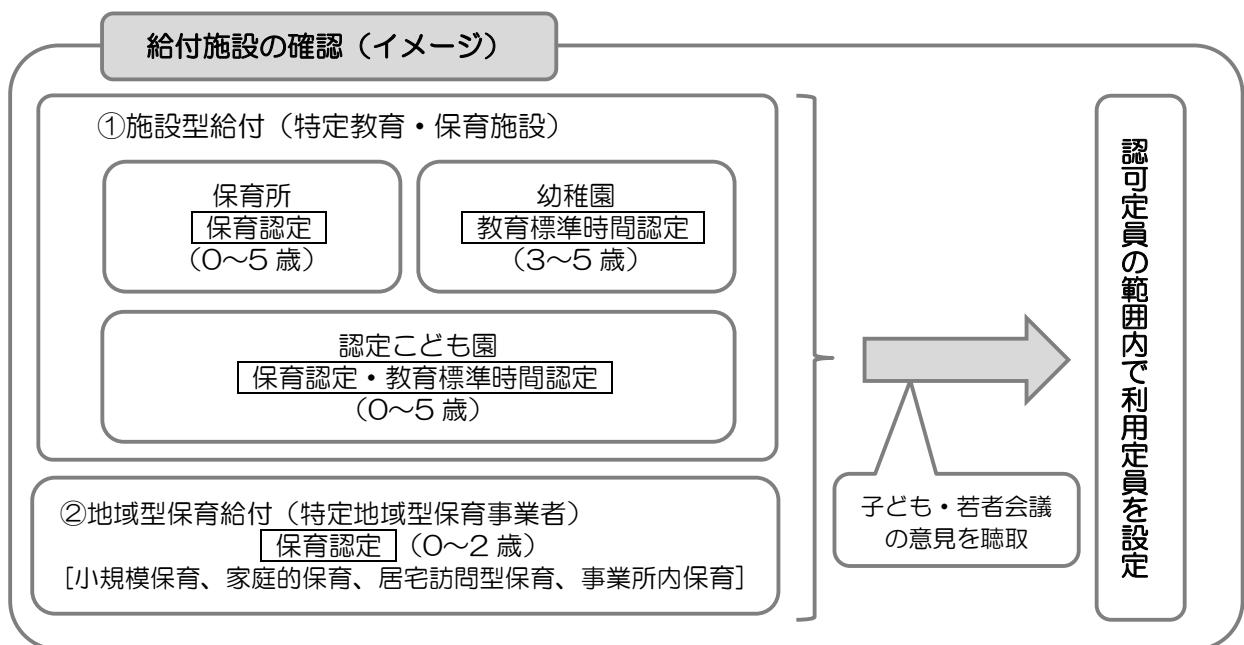
## 資料5

### 【特定教育・保育施設の利用定員の設定と認可について】

#### 1 子ども・子育て支援新制度における給付施設の確認（利用定員設定）について

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）においては、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づき、施設型給付施設（保育所、幼稚園、認定こども園）と地域型保育給付施設（小規模保育、家庭的保育等）について、各施設の利用定員を定めた上で、運営基準等を満たしていることを市が確認することとされており、確認を受けた施設が運営費等の給付（国・県・市からの財政支援）の対象となります。

なお、利用定員の設定に際しては、法第31条第2項等の規定により、審議会その他の合議制の機関（彦根市子ども・若者会議）の意見を聴取することとされており、今後、新たに給付対象の確認が必要となる施設について、本会議の意見を聴取し、利用定員設定を行うことになります。



※上記の他に、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受けない、私学助成対象の幼稚園があります。

#### （参考）認可定員と利用定員の違い

認可定員	教育・保育施設の設置に当たり認可された定員
利用定員	法に基づく、給付費算定の基礎となる定員 ※認定区分（1～3号認定）ごとに設定

## 2 就学前の教育・保育施設の認可について

旧制度では、保育所、幼稚園等の設置について、各根拠法令に基づき、県知事による認可等の手続きがありましたが、新制度においては、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）について、新たに認可制度が設けられ、市が定める設備および運営の基準（彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例）に基づき、認可することとなりました。

なお、地域型保育事業の認可に際しても、児童福祉法第34条の15第4の規定により、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっており、本市においては、彦根市子ども・若者会議の意見を聴取することとしております。

### （参考）新制度における設置認可

	保育所	幼稚園	幼保連携型認定こども園	地域型保育事業
認可主体	県	県	県	市
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	認定こども園法	児童福祉法
施設の性格	児童福祉施設	学校	学校／児童福祉施設	児童福祉施設

※認定こども園法＝「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

### （参考）地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）の主な認可基準

区分	保育所	小規模保育事業		事業所内保育事業	
		A型	B型	保育所型	小規模型
定員	20人以上	6～19人	6～19人	20人以上	19人以下
				※利用定員に応じ地域枠の設定が必要	
職員数	O歳児3：1 1・2歳児6：1	保育所の配置基準 +1人	同左	保育所と同じ	保育所の配置基準 +1人
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育所と同じ	1/2以上保育士 ※保育所と同様の特例有 ※保育士以外には研修実施	保育所と同じ
設備・面積 (保育室等)		(O歳・1歳児) 乳児室 1人当たり1.65m <sup>2</sup> ほふく室 1人当たり3.30m <sup>2</sup> (2歳以上児) 保育室等 1人当たり1.98m <sup>2</sup>	(O歳・1歳児) 1人当たり3.30m <sup>2</sup> (2歳児) 1人当たり1.98m <sup>2</sup>	同左	保育所と同じ
給食		自園調理 調理室、調理員	自園調理(連携施設等からの搬入可) 調理設備、調理員	自園調理(連携施設等からの搬入可) 調理室、調理員	小規模保育事業A型と同じ

※食事の提供および連携施設の確保については、経過措置期間（新制度施行後5年間）が設けられており、確保しないことを理由に認可を拒むことはできないこととされています。

### 3 認可予定施設に係る利用定員の設定について

[認可主体] 滋賀県 [確認] 彦根市